

健生食輸発0828第1号
令和8年8月28日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(トーゴ産ごまの種子の総アフラトキシン)

標記については、令和8年3月31日付け健生食輸発0331第1号(最終改正：令和8年8月27日付け健生食輸発0827第1号)により通知したところである。
今般、輸入時のモニタリング検査においてトーゴ産ごまの種子からアフラトキシンを検出したことから、同通知の別添1を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。

記

別添1中、

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
トーゴ	ごまの種子	—	総アフラトキシン(アフラトキシンB ₁ 、B ₂ 、G ₁ 及びG ₂ の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μg/kgを超えて付着しているおそれがあるため。

を追加する。